行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	7–1
処分の種類	採捕許可の取消				
根拠法令条例等・ 条項	長野県漁業調整規則第19条				
処分の概要	長野県漁業調整規則第5条に規定する漁法についての採捕の許可の取消				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】長野県漁業調整規則 (許可の取消し) 第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が、前条第1項第1号の規定に該当することとなったときは、その採捕の許可を取り消すものとする。 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可を取り消すことがある。 (1) 採捕の許可を受けた者が、許可を受けた日から6か月間、当該許可に係る漁法による水産動物の採捕をしないとき。 (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。 (3) 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。 3 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項第1号の規定による処分又は漁業法第67条第1項の規定による指示若しくは同条第1項の規定による処分又は漁業法第67条第1項の規定による担合、前項第1号の期間に算入しない。 4 第2項第3号の規定により採捕の許可を取り消す場合は、当該違反者に係るすべての採捕の許可について行うことがある。 5 知事は、第1項及び第2項の規定により採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該取消しに係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。				
基準の制定根拠	_				